

業務指示書

パレスチナ ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月27日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月1日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：建築物に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／建築設計／文化遺産保護）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：建築設計
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築構造計画】

- 1) 類似業務の経験：建築構造
- 2) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月5日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ILS1 = 30.825 円, US\$1 = 118.96 円, EUR1 = 131.21 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/建築設計/文化遺産保護
建築構造計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.21 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月19日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
パレスチナジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／建築設計／文化遺産保護	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築構造計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パレスチナ自治区には観光資源となりうる文化遺産が多数存在するが、イスラエルによる長期間の占領や文化遺産を開発・保護するための資金や人材の不足のため、観光資源として十分活用されるに至っていない。

ジェリコ市にあるヒシャム宮殿はウマイヤ朝時代（8世紀）の初期イスラム建築の代表的な文化遺産で、内外の多くの来訪者が訪れる観光名所となっている。ここには単体では中東最大（約850平米）と言われる大浴場のモザイク床があるが、保護のため特殊ビニールと厚い砂で覆われており鑑賞できない。近年、ヒシャム宮殿への訪問客が増加するにつれ、来訪者がモザイク床を見るために、許可なく保護ビニールと砂を掘り起こす事例も報告されている。歴史的価値の高いモザイク床を劣化や損傷から守るため、適切な保護設備の整備が急務とされている。同時に、より多くの来訪者を惹きつけるため、モザイク床を鑑賞できる適切な展示設備を整備することが求められている。

かかる状況を受け、パレスチナ自治政府は我が国に対し、モザイク床を保護するとともに来訪者の鑑賞を可能にするシェルター（覆屋）の建設を要請した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標：

ヒシャム宮殿遺跡内の大浴場におけるモザイク床（約850平米）が保護され、かつ、来訪者が鑑賞できるようになる。

(2) 期待される成果：

ヒシャム宮殿遺跡内の大浴場にシェルターが建設され、モザイクを鑑賞できるようになることで、ヒシャム宮殿への来訪者数が増え、地域経済に寄与すること。

(3) プロジェクト内容：

ヒシャム宮殿遺跡内の大浴場にシェルター（約850平米）を建設すること。

(4) 対象地域（サイト）

パレスチナ自治区ジェリコ市ヒシャム宮殿遺跡

(5) 関係官庁

実施機関：パレスチナ遺跡観光庁（Ministry of Tourism and Antiquities）

3. 業務の目的

一般文化無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、パレスチナ自治政府から要請のあった「ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA が先方政府と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 既存資料の分析と活用

① ヒシャム宮殿にかかる研究資料

ヒシャム宮殿は 1930 年代から発掘が進み、1950 年代には主要な研究論文がまとめられた (Baramki, 1953 年、Hamilton, 1959 年)。1967 年から 1994 年はイスラエルの管理下にあり遺跡の調査・研究が活発ではなかったが、1995 年以降はパレスチナ自治政府が遺跡を所管する省庁を設置し、調査・研究や保存修復作業が進められている。ヒシャム宮殿にかかる情報収集にあたっては、既存の研究論文を十分に分析・活用する。

② 他ドナーによるシェルター計画案

ヒシャム宮殿の大浴場におけるシェルター建設については、過去にイタリア、USAID、UNESCO によってそれぞれ計画が提案されている。

イタリアと UNESCO の計画案はカウンターパートや関係者との十分な相談・調整が行われないうままドナー主導で計画案を作成したこと等により、現地のニーズに合わないものとなり、実現に至らなかった。USAID 案はパレスチナ政情の変化により、USAID の資金が凍結されたために実現されなかった。

本プロジェクトでは、これらの過去の提案を十分に分析し、設計提案に生かすこと。

(2) 先方政府との密なコミュニケーション

他ドナーによるシェルター計画案が実現しなかった背景には、計画段階での先方政府とのコミュニケーションが不十分であったことが確認されている。そのため、本プロジェクトでは、先方政府及びヒシャム宮殿にかかる現地有識者と密なコミュニケーションを通じた意見調整を行い、パレスチナ側の主体性を高めることに努める。なお、現地有識者は JICA から紹介する。

(3) ヒシャム宮殿全体の整備計画との整合性

本プロジェクトによるシェルターの建設は遺跡の中において大規模な介入になるため、遺跡全体の整備計画に留意し、先方政府と十分に協議する。なお、モザイクはヒシャム宮殿遺跡における最大の見どころになるが、遺跡内のその他のエリアとの関係を考慮し、全体の動線計画等に留意する。

(4) シェルターの要件

シェルターに求められる基本的な機能は、モザイクを保護することと、来訪者がモザイクを鑑賞できる環境を整えることの2つである。

モザイクの保護に関しては、直射日光の遮断や温湿度管理、防犯システム等の課題があるが、特に雨水処理がモザイク保護の観点から非常に重要であるため、計画初期段階から細やかな配慮をする。なお、防犯については、シェルターのみで安全性を担保することが難しい可能性もあるので、遺跡の敷地境界に周壁を設置することなど広く検討する。

来訪者の鑑賞については、モザイクの周囲を回遊させることや、吊り廊下を設けて中央部まで誘導することなどの計画が考えられるが、展示方法について計画初期段階から先方政府とよく調整する。

なお、先方政府が将来自立的に維持管理できる施設及び機材計画にすることが重要である。

上記の最低限の要件に加え、パレスチナ側から求められている以下の要件を満たすこと。

- ① シンプルで軽量かつ機能的な構造物であること
- ② メンテナンスや修理が容易であること
- ③ 遺跡に対して最小限の介入であること
- ④ 可逆性を有すること（老朽化した時に遺跡に悪影響を及ぼすことなく撤去できること）
- ⑤ ジェリコの景観に十分な配慮がなされ、美しいこと（色・形等）

コンサルタントはこれらの要件を満たすシェルターの設計方針について、プロポーザルにて可能な限り詳細に文章で説明するとともに、想定されるシェルター計画案を概略図や透視図等で複数案作成し、参考として添付すること。概略図や透視図等は上記設計方針を建築として具現化できるかを確認するためのものであり、ラフなスケッチ等を想定している。シェルターの形状や構造は先方政府との協議で決定するため、プロポーザルで描かれる概略図や透視図等は参考であり評価対象外とする。

(5) シェルターの対象範囲

大浴場は下図のとおり Audience Hall と Bath からなり、シェルター対象範囲は以下の2パターンが考えられる。

- ① モザイクがある Audience Hall のみを対象とする。
- ② Audience Hall に加え、北に位置する Bath を含めて対象とする。

モザイクを保護する観点では、①のみで目的を達することができる。一方、大浴場は複合施設であり、当時は一つのまとまりとして存在していたことを勘案すると、②は必須ではないが検討に値する。予算等の諸条件に照らし合わせて JICA 及び先方政府と協議し、決定する。

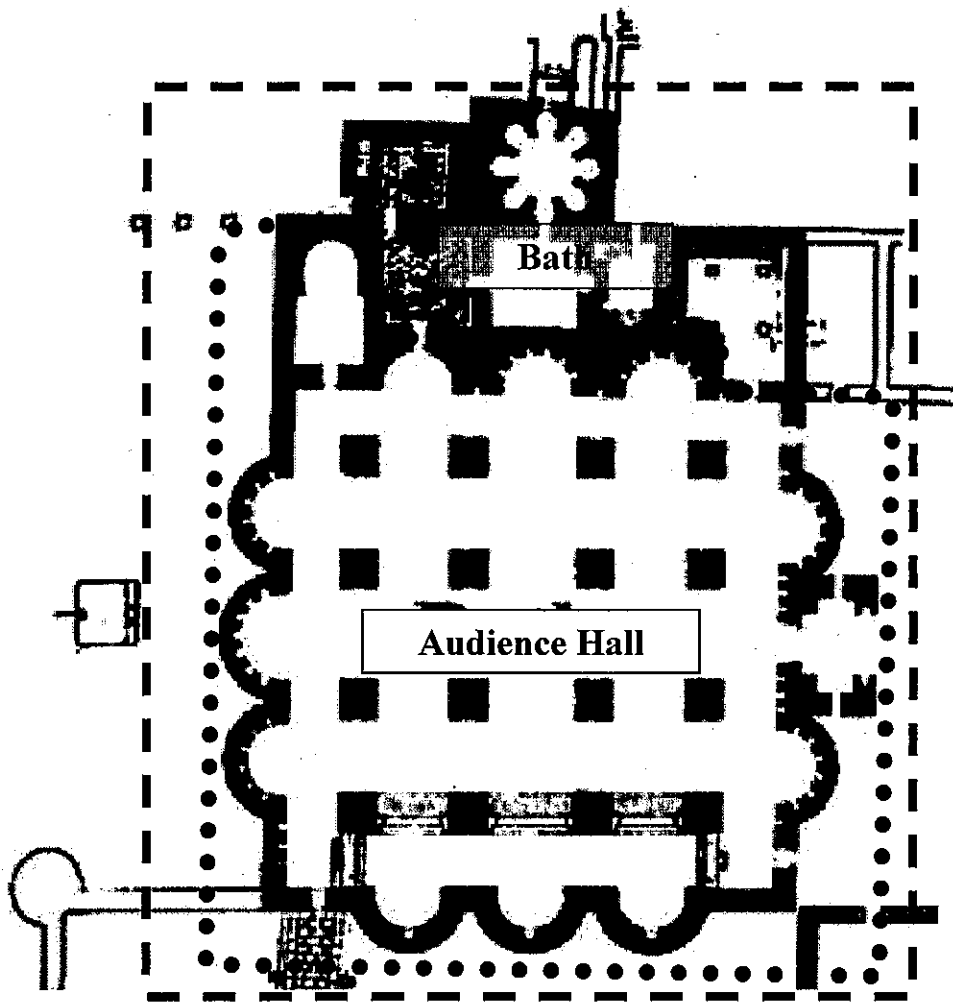


図 : Khirbat al-Mafjar and Its Place in the Archaeological Heritage of Palestine, by Donald Whitcomb, Hamdan Taha から引用した図に加筆



(6)大浴場内で 1966 年から 1967 年に再建された既存柱及び壁の扱い

敷地内には老朽化した既存柱及び壁が存在する。柱については UNESCO 及び先方政府により 2011 年に実施した調査の報告書がある。これによれば、当時提案されていた UNESCO 案による新しいシェルターの建設にあたっては、補修なしでは水平垂直荷重への十分な耐力がないとされている。先方政府はこれらの既存柱や壁を撤去しないことを希望しているが、意匠・構造・施工性や遺跡としての価値等を考慮し、先方政府及び JICA と協議した上で扱いを決定する。本調査では、これらの既存柱や壁の補強方法あるいは撤去について、必要な補足調査を行う。

(7)施工計画

本プロジェクトでは文化遺産の上にシェルターを構築することから、施工方法には文化遺産への配慮が求められる。そのため、施工計画・制約について先方と

十分に協議すること。なお、工事中の公開制限エリア等の確認も必要である。

(8)世界遺産登録の可能性

パレスチナの世界遺産暫定リスト(14件)にはヒシャム宮殿は入っていない。一方、ヒシャム宮殿の研究に長年携わってきたパレスチナ人研究者によれば、モザイクを鑑賞できるようになれば、ヒシャム宮殿単独での登録の可能性も出てくることである。そのため、計画するシェルターが世界遺産登録への妨げにならないように留意すべき点を確認するとともに、十分な配慮をすること。

なお、将来的に世界遺産登録を目指すことになった場合には、シェルター建設前後の図面や記録写真が残っていることが望ましいため、調査の過程で収集あるいは作成する図面や関連資料はリスト化した上で先方政府及び JICA に提出すること。

(9)技術協力プロジェクトとの連携

パレスチナの観光分野で JICA は技術協力事業として「官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト（フェーズ 1：2009 年 3 月～2012 年 2 月、フェーズ 2：2013 年 6 月～2016 年 6 月）を実施し、ジェリコの観光開発を促進している。ヒシャム宮殿遺跡はジェリコの中で有力な観光商品のひとつであることから、プロジェクト活動の一部としてヒシャム宮殿遺跡の説明資料（パンフレット・動画）を作成した実績がある。同プロジェクトとは、必要に応じて情報共有を図ること。

(10)現地調査の実施方法

本調査においては以下のとおり 3 回の現地調査を予定している。

- ① 第一回：概略設計の基本的方針（意匠、構造、材料等）の協議・決定、報告書案の作成に必要な調査
- ② 第二回：概略設計にかかる先方関係者への進捗説明・協議・確認
- ③ 第三回：準備調査報告書（案）の先方関係者への説明・協議・決定

(11)計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に現地調査前後においては、JICA が日本側関係者間の意見調整を図る会議を開催するため、同会議にて内容を説明し、必要な対応を行うこと。

(12)国内支援委員会の設置

文化遺産を対象とする本プロジェクトの特殊性に鑑み、JICA では専門的知見を求めるために国内支援委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。文化財や建築を専門とする国内支援委員の参加のもと、現地調査前後などの各段階で開催する委員会において、コンサルタントは必要な資料を作成の上、内容を説明するとともに協議する。また、国内支援委員の助言に基づき JICA がコンサルタントに指示する事項に対応すること。

(13)安全対策等に関する配慮

本プロジェクトは、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件であり、相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(以下、「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて協力準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、パレスチナの他案件の事例を踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

(14)環境社会配慮/遺跡への影響

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA 環境ガイドライン(2010年4月)」という。)上に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ-Bに分類される。住民移転等は発生せず用地取得も予定されていないが、特に環境、文化財保護・管理の法制度等を確認し、遺跡保護の観点から重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を行うこと。

6. 業務の内容

(1)国内事前準備

- ① 配布資料の要請書及び関連資料等の内容を確認・分析し、プロジェクトの全体像を把握する。
- ② 調査全体方針、方法及び作業計画、並びに協力計画案を検討する。
- ③ 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。(成果指標については、プロポーザルで提案する。)
- ④ 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- ⑤ インセプション・レポート、質問票及び準備調査報告書作成表を作成する。
- ⑥ 準備調査報告書作成表は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2014年10月改訂版)の目次立てに従い、参考とする資料、執筆者分担などを一覧表示する形で作成する。なお、インセプション・レポート、質問票及び準備調査報告書作成表は、JICAとの契約締結後1週間以内に提出する。
- ⑦ 現地調査出発前に対処方針会議に必要な資料を作成し、出席、説明、協議する。

(2)第一回現地調査

① インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポートを先方政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。また、我が国無償資金協カスキームを先方政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担などについて、協議・確認を行う。

② 遺跡・観光セクターの上位計画と本プロジェクト整合性の確認

国家開発計画等における当該セクターの位置付け、当該セクターにおける上位計画の内容、上位計画における本プロジェクトの位置づけと整合性を確認する。

- ③ 遺跡・観光セクター及び諸活動の現況の確認及び課題整理
(ア)パレスチナ及びプロジェクト対象地域における遺跡保護・活用にかかる情報を収集し、現況を把握する。遺跡の発掘、保存・修復、研究、遺跡整備方針、展示方針、教育・普及等にかかる諸活動の現況を把握する。
(イ)遺跡別の来訪者数、観光収入等の現況を把握する。
(ウ)遺跡・観光セクターにおける課題を確認・整理する。
- ④ 対象地域（ジェリコ）の開発計画における本プロジェクトの位置付け及び整合性の確認
対象地域（ジェリコ）の開発計画の有無を確認し、本プロジェクトの位置付け及び整合性を確認する。
- ⑤ 本プロジェクトの目標達成度を測る成果指標の検討及びベースライン調査
本プロジェクトの目標達成度を測る成果指標の検討を行う。同検討に基づきベースライン調査を実施する。
- ⑥ 援助動向調査
他ドナー等の援助の動向を確認し、本プロジェクトとの関連性及び必要に応じて連携の可能性を検討する。
- ⑦ ヒシャム宮殿遺跡の整備計画と本プロジェクトとの整合性の確認
ヒシャム宮殿遺跡の将来の整備計画と本プロジェクトとの整合性を確認する。また、遺跡の整備にかかる具体的な活動計画（遺跡研究、保存・修復、展示、教育・普及活動等）と本プロジェクトの役割・位置付けを確認する。
- ⑧ 先方政府の運営・維持管理体制の確認
(ア)組織体制及び権限
(イ)職員の配置状況、技術レベル
(ウ)財務状況（最近5カ年の予算及び支出、観光収入）
(エ)活動状況（遺跡研究、保存・修復、展示、教育・普及等）
(オ)要請された新規施設の維持管理体制及び職員の配置計画
(カ)要請された新規施設の予算計画及び予算確保の見込み。ヒシャム宮殿の入場料の値上げ等による増収見込みと照らして、予算計画の妥当性を確認すること。
- ⑨ モザイク保護のシェルターの事例調査
イスラエルや他国におけるモザイク保護の事例について文献を中心に調査し、コスト、施工性、意匠性、周辺環境に与えるインパクト等多面的に分析する。同調査の結果をJICA及び先方政府に伝えるとともに本プロジェクトの計画の参考にする。
- ⑩ サイト状況調査（自然条件並びに既存柱及び壁等）
(ア)施設建設予定地及び周辺の現況（利用状況を含む）を確認する。

- (イ)施設建設予定地周辺の景観の特徴を確認し、整理する。
 - (ウ)施設建設予定地において、別添に仕様を示す自然条件調査（地質調査、地盤調査、地形測量、気象条件、周辺地形の確認）を行う。なお、自然条件調査は現地再委託を可とし、別見積りとする。
 - (エ)大浴場の既存柱及び壁の現況と耐力を確認する。
 - (オ)周辺インフラの整備状況（上下水道、電気、排水等）の現況を確認する。
- 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてコンサルタントはプロポーザルで提案すること。また、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

⑪ 相手国負担事項に関する確認

- (ア)プロジェクト目標の達成のために必要とされる相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- (イ)無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置にかかる関係省庁、現地で調達する資材や業者にかかる税金の種類、免税措置の具体的な手続きを詳細に調査する。なお、下請け業者等の税金が制度的に分離できない場合には、その理由を詳細に調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計の段階でさらに精査・更新されていくものである。
- (ウ)免税に関する情報を在外事務所にて蓄積するため、本調査の開始時点で JICA パレスチナ事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて確認する。調査終了時には JICA パレスチナ事務所へ報告する。

⑫ 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

- (ア)現地の資機材事情（調達状況、単価、国内輸送費）、物価事情、労務状況及び労働関連法規、建設業者事情、コンサルタント事情を調査する。
- (イ)設計・建設行為にかかる法律・許認可等の制度及び必要な手続き等を確認する。
- (ウ)資機材（骨材、コンクリート、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。また、現地の代理店設置状況を調査し、消耗品・スペアパーツの入手容易性、メンテナンス・定期点検等に関するアフターサービスの確保可能性を確認する。

なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコントラクターの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて

重要であるため、可能な限りサブコントラクターが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコントラクターの技術レベルを慎重に判断する。

⑬ 環境社会配慮

本プロジェクトにおいては環境への望ましくない影響は重大とは想定されていない。その一方、文化遺産を対象とすることから、文化遺産やその周辺に環境上・社会上の影響を防ぐことが求められ、また、先方政府によれば EIA/IEE 報告書の提出が必要とされている。本調査においては、スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)を実施し、影響予測に基づいた調査を実施することとする。

また、プロジェクト対象の遺跡に対する国民的関心が高いことも考えられることから、専門家や関係機関等ステークホルダーへの説明を適宜行い、事業による社会的な影響が回避されるよう配慮すること。

(ア) JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

A) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、住民の生活区域及び経済社会状況等)の確認

B) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等 1

2) JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との乖離及びその解消方法

3) 関係機関の役割

(ウ) スコーピングの実施

(エ) 影響の予測

(オ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

(カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

(ク) 予算、財源、実施体制の明確化

(ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

⑭ コスト縮減にかかる調査

他ドナーや先方政府等による類似案件のコスト比較等、コスト縮減の可能性の検討に必要な情報を入手する。

⑮ 基本的な方針の検討

(ア) プロジェクトの基本方針(案)の検討

技術的、経済的妥当性、相手国側の実施体制・実行能力を踏まえ、プロジェクト目標を達成するために必要かつ適切な無償資金協力の規模及

び内容について検討し、基本方針(案)として取りまとめる。また、その実施効果及び協力の妥当性について検討する。

(イ)対象施設設計及び機材計画にかかる考え方(案)の検討

上記の基本方針(案)に基づき、対象施設設計にかかる考え方(案)を検討し、その検討プロセスと併せてまとめる。

施設の計画・設計・展示や形状・構造形式は、必要要件（上記 5.実施方針及び留意事項(4)シェルターの要件）や自然環境条件、実施機関の維持管理能力、現地建設業者の技術レベル、建設資材の調達事情、維持管理にかかるコスト等を勘案の上、設計方針を整理し、併せて設計基準を設定する。なお、以下の点についても留意すること。

A) 必要最小限かつ経済的な施設設計であること

B) 遺跡や環境に配慮した施設設計であること（自然換気の活用、造成の最小化、複数の代替案の検討を通じた周辺環境への影響の軽減・回避など）。なお、先方政府との協議のために、複数（3案程度）のシェルター案を検討し、概略図や透視図等を作成するものとする。

機材については現時点で想定するものはない。しかしながら、必要性が認められる場合には、判断基準を明確にした選定根拠を提示する。

⑯ プロジェクトの基本方針(案)及び対象施設設計及び機材計画にかかる考え方(案)の説明、協議

上記のプロジェクトの基本方針(案)及び対象施設設計及び機材計画にかかる考え方(案)を先方政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。日本側で複数のシェルター案を提案し、先方政府とともに協議・選択することで、双方が共同で計画案を作り上げていくことを想定する。この協議で、シェルターの意匠、構造、材料等にかかる基本的な方針（具体的な形状イメージを含む）を先方政府と合意し、後に大きな方針の変更が生じないようにする。

(3) 第一回国内解析

① 現地調査結果概要の作成と帰国報告会への出席

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

② プロジェクト内容の計画策定

第一回現地調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目及び 6.業務の内容(5)第二回国内解析②プロジェクト内容の計画策定の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(ア)計画・設計・展示の基本方針

第一回現地調査で先方政府を合意した内容に基づき、基本方針を最終化する。

(イ)シェルターの仕様にかかる基本計画

上記（ア）及び第一回現地調査で先方政府を合意した内容に基づき、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画（意匠・構造・材料）を詳細に検討する。なお、現地建築関連基準等に遵守すること。

(ウ)機材の仕様にかかる基本計画

A) 対象機材の必要性・妥当性を先方の将来計画に照らして検証し、必要最低限の機材を選定し、その仕様を検討する。

B) 実施機関の技術レベルやメンテナンスの容易さ（代理店等によるアフターケア、サポート体制）を十分考慮し計画に反映させる。

(エ)基本計画を説明する資料

上記（ア）～（ウ）を説明する基本計画（意匠・構造・材料の詳細がわかる図面等を含む）の資料を作成する。

③ 現地調査出発前に対処方針会議に必要な資料を作成し、出席、説明、協議する。

(4)第二回現地調査

① 策定したプロジェクト内容の進捗説明、協議

第一回国内解析で作成した基本計画（意匠・構造・材料の詳細がわかる図面等を含む）を用い、先方政府関係者等に計画内容を説明し、協議・合意する。ここでは概略設計図、施工計画及び調達計画の作成に先立ち、設計の基本計画（意匠・構造・材料等）について後に変更が生じないように先方政府と合意することを目的とする。

なお、提示した計画案の修正が必要と判断される場合は、変更ポイントを早急にとりまとめ、帰国後に速やかに JICA 及び国内支援委員と協議ができる準備を行う。

② 補足調査

第一回現地調査で確認できなかった調査項目があった場合には、補足調査を行う。

(5)第二回国内解析

① 現地調査結果概要の作成と帰国報告会への出席

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

② プロジェクト内容の計画策定

第二回現地調査の結果を踏まえ、第一回国内解析で作成した計画に必要な修正を加えるとともに、以下の項目について検討・計画する。

(ア)概略設計図

(イ)施工計画

A) 施工方針

B) 施工上の留意事項

- C) 施工区分（先方負担工事との区分）
- D) 施工監理計画
- E) 品質管理計画
- F) 資機材等調達計画
- G) 実施工程

なお、計画の策定にあたっては5. 実施方針及び留意事項(4)シェルターに加え、以下の点に留意すること。

- ・雨季等気候の特性の考慮
- ・現地労務状況への考慮、労働関連法規の遵守
- ・現地のサブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況
- ・対象地域の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、砕石等）の品質及び価格（必要に応じ材料試験を実施）
- ・施工時の騒音・振動の発生など環境社会的側面に対する配慮
- ・既存壁及び柱の撤去、整地等の先方負担工事との接続に対する考慮（必要に応じて）

(ウ) 調達計画

- A) 調達方針
- B) 調達方法、期間
- C) 調達価格、輸送費
- D) 調達上の留意点
- E) 調達監理計画
- F) 初期操作指導・運用指導計画
- G) 実施工程

なお、計画の策定にあたっては以下の点に留意すること。

- ・本邦製品のみならず、現地製品、第三国製品も含む比較検討
- ・消耗品・スペアパーツの入手容易性、メンテナンス・定期点検等に関するアフターサービスの確保可能性

③ プロジェクトの運営維持・管理計画の作成

先方政府が担うことになる運営・維持管理について計画を策定する。短期間で定期的に必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、運営・維持管理に必要な維持管理費の概算を積算し、維持管理上の留意事項があれば、提言として取りまとめる。

④ 技術支援計画の作成

実施機関の運営維持管理能力を踏まえ、技術支援の必要性、及び必要とされる場合の内容を検討し、必要と認められる場合は、技術支援計画（ソフトコンポーネント計画）を作成する。

⑤ 相手国負担事項

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）並びに無償資金協力として事業を実施する際の先方政府の免税措置を整理する。

⑥ 環境社会配慮にかかる提言

上記 6. 業務の内容(2)第一回現地調査⑬環境社会配慮の調査結果を踏まえ、代替案との比較検討、環境社会配慮の各項目の検討結果、配慮事項、軽減措置およびそのモニタリング計画を取りまとめ、提言に取りまとめる。

⑦ プロジェクトの概算事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(ア) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

(イ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2014年10月改訂版)」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(ウ) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

A) 実施時期

B) 事業費（総事業費及び内訳）

C) 概略の仕様

D) 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

E) 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

F) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

⑧ プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、(ア) 定量的効果、(イ) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。

⑨ 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(ア) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう必要な資料を作成する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(イ) 事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクの整理

事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について提案する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を提案する。

⑩ 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

⑪ 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

⑫ 第三回現地調査派遣前会議

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(6) 第三回現地調査

① 準備調査報告書（案）の現地説明・協議

上記国内解析の結果を取りまとめた準備調査報告書（案）を先方政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費のドラフトを含む）。

特に、プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(7) 帰国後の国内作業

① 準備調査報告書等の作成

先方政府関係者等との準備調査報告書（案）にかかる協議を踏まえ、以下の成

果品を作成する。

- (ア)概略事業費（無償）積算内訳書
- (イ)概要資料
- (ウ)準備調査報告書
- (エ)デジタル画像集

7. 成果品等

(1)報告書の作成・提出

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7) から (8) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方政府との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	提出時期	部数
(1) 業務計画書	2015年7月中旬	和文3部
(2) インセプション・レポート	2015年8月中旬	英文15部
(3) 現地調査結果概要	2015年8月下旬	和文10部
(4) 準備調査報告書（案） （※機材仕様書（案）含む）	2015年12月上旬	英文15部 和文10部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書 （※事業費ドナー比較資料含む）	2015年12月中旬	和文2部
(6) 概要資料	2015年12月上旬	和文2部及びCD-R2枚
(7) 準備調査報告書	2016年3月中旬	和文（製本版）10部及びCD-R2枚 英文（製本版）15部及びCD-R3枚 和文（簡易製本版）2部
(8) デジタル画像集	2016年3月中旬	CD-R2枚 （デジタル画像40枚程度）
収集資料、図面類	2016年3月中旬	CD-R2枚またはハードコピー

(2)報告書にかかる留意点

- ① 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- ② 概略事業費については「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン（2014年10月）」を参照することとする。
- ③ 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに

調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

- ④ 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。
- ⑤ 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- ⑥ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ⑦ 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ⑧ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。
- ⑨ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

(3) 議事録等

カウンターパート機関や JICA 関係者等との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画 (案)

2015年7月中旬より第一回現地調査を行い(基本方針の合意)、同年9月中旬に第二回現地調査(基本計画(意匠・構造・材料の詳細がわかる図面等を含む)の合意)、同年11月中旬に第三回現地調査(報告書案説明)を実施することを想定する。2015年12月中旬までに概要資料、準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目 \ 時期	2015年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2016年 1月	2月	3月
(概略設計調査)									
事前準備	□								
現地調査(OD)	■	■	■						
国内解析		□							
概略設計ドラフト 説明(DOD)					■				
国内整理						□			
概略設計 概要資料提出						△			
最終報告書提出									△
国内支援委員会	△	△	△		△				

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 調査人月：約 16.47M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

- ① 業務主任/建築設計/文化遺産保護
- ② 建築構造計画
- ③ 建築設備計画/機材計画
- ④ 敷地調査/自然条件調査/施工計画
- ⑤ 調達計画/積算
- ⑥ 環境社会配慮/遺跡影響調査

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の

上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ① Application Form for Grant Aid from Japan (要請書)
- ② 案件概要書
- ③ 概要説明資料 (写真をまじえて案件の概要を説明する資料)
- ④ コンタクトミッション出張報告 (2014年11月にJICAが現地出張した際の報告資料)
- ⑤ ヒシャム宮殿の浴場 (上記出張時で既存柱について記録・考察した資料)
- ⑥ 大浴場平面図
- ⑦ 敷地周辺の航空写真
- ⑧ Infrastructure and Facility in Hisham's Palace (ヒシャム宮殿のインフラについて略記したもの)
- ⑨ Natural conditions in Jericho (ジェリコの自然条件について略記したもの)
- ⑩ THE JERICHO QASR HISHAM ARCHAEOLOGICAL PARK (イタリアが作成したシェルター案)
- ⑪ Construction of a Shelter Over the Mosaics in the Main Bath Area (USAIDが作成したシェルター案)
- ⑫ Hisham's Palace, House of the Mosaics (UNESCOが作成したシェルター案)
- ⑬ Report on Inspection, Testing and Geotechnical Investigation at House of Mosaic At Hishams Palace-Jericho (既存柱について2011年に実施された調査の報告書)
- ⑭ Arab Culture and Architecture of the Umayyad Period: A Comparative Study with special reference to the Result of the Excavations of Hisham's Palace, D.C.Baramki, 1953 (ヒシャム宮殿にかかる主要論文)
- ⑮ Khirbat Al Mafjar: An Arabian Mansion in the Jordan Valley, R.W.Hamilton, 1959 (ヒシャム宮殿にかかる主要論文)
- ⑯ Khirbat al-Mafjar and Its Place in the Archaeological Heritage of Palestine (ヒシャム宮殿にかかる近年の論文)

(2) 公開資料

ジェリコで実施されている観光にかかる技術協力プロジェクトの詳細計画策定調査報告書がJICA図書館で公開されている。先方政府は本プロジェクトと同じくパレスチナ遺跡観光庁である。

- ・ パレスチナ 官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト(フェーズ2)詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000015493>

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

JICAからの参加団員は以下を想定しているが、状況に応じて変更する可能性がある。

(1) 第一回現地調査

① 団員構成：総括
計画管理

② 調査行程：約 8 日間

③ 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、基本方針やシェルター形状の方針かかる合意をミニッツにまとめる。

(2) 第二回現地調査（進捗説明）

1) 団員構成：総括
計画管理

2) 調査行程：約 5 日間

3) 目的：

基本計画を先方政府に説明し、協議内容をミニッツに取りまとめる。

(3) 第三回現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括
計画管理

2) 調査行程：約 8 日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

自然条件調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認め、別見積りとする。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般文化無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実

施を妨げない。

以 上

パレスチナ自治区「ジェリコ・ヒシャム宮殿遺跡整備計画」準備調査
自然条件等調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本準備調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境ガイドラインと齟齬がないように留意する。

2. 自然条件等調査

(1)地質調査

目的 建築物の基礎の設計に必要な確認を行う。

項目 地表踏査、ボーリング、標準貫入試験

(2)地盤調査

目的 建築物の基礎の設計に必要な地盤を構成する地質、土質を把握する。

項目 地耐力試験

(3)地形測量

目的 建築物の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

項目 平面測量、水準測量

(4)気象調査

目的 施設の計画、設計及び施工上必要な気象条件を把握する。

項目 降雨、風向、風速、気温、湿度、洪水・地震等の自然災害履歴など

